

令和4年度中野区高断熱窓・ドア設置補助金 交付申請の手引

中野区では地球温暖化対策の推進及び区民の環境意識の向上を図ることを目的とし、高断熱窓・ドアの設置に関わる経費の一部を補助します。
国や都が禁止していなければ、国や都の補助金と併用可能です。

1 申請受付

申請期間	対象設置期間
令和4年7月1日～令和5年2月28日 (事前予約制 「5 申請方法(5ページ)」参照)	高断熱窓・ドア設置日が次の期間内にあるもの 令和4年4月1日～令和5年1月31日 *令和5年2月1日以降に設置したものは、次年度予算での補助金交付申請受付の予定(次年度予算の成立を前提)

- (1)申請は、高断熱窓・ドアの設置後に行ってください。
- (2)予算額(令和4年度は750万円)に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了することがあります。(先着順)

2 補助金額

補助金額

補助対象経費の総額の4分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)及び上限15万円を比較して、いずれか少ない金額

※他の団体の補助金交付額と合算し、補助対象経費を超える場合は、超える分を区の補助額から控除します。

※区の他の補助制度により、当該経費が補助される場合は、補助の対象外となります。

3 補助要件

(1)補助対象の方

区分	要件
区民 管理 組合等 共通	以下の全ての要件を備えるもの ①設備の設置に係る経費について、区の他の補助を受けていないこと。 ②設備が設置された建物において、当補助を受けていないこと。
区民	区内に住民登録をしている者で、以下の全ての要件を備えるもの ①設備を所有し、当該設備が設置された建物に居住していること。 ②設備が設置された建物を、他の者と共有している場合又は他の者が所有している場合は、当該設備の設置に関し当該建物の全ての共有者、又は全ての所有者の同意を得ていること。
管理 組合等	区内に所在する集合住宅の管理組合、又は管理者で、以下の全ての要件を備えるもの ①集合住宅の共有部分において設備を設置していること。 ③設備の設置に関し、管理組合の総会等において同意を得ていること。

(2)補助対象設備の要件

区分	要件
高断熱 窓、ドア 共通	以下の全ての要件を備えるもの ①既存の窓(ドア)の改修であること。 ②既存の窓(ドア)が高断熱窓(ドア)でないこと。 ③新品(未使用品を除く)であること。 ④令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に設置したものであること。
高断熱 窓	以下の全ての要件を備えるもの ①一般社団法人環境共創イニシアチブ若しくは公益財団法人北海道環境財団の登録を受けた窓若しくはガラス、又はそれらと同等のものであると区長が認めるものであること。 ②居室の外気に接する全ての窓(300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓を除く。)について設置すること。 ③②の居室以外の居室又は居室以外の部分(廊下、浴室など)を同時に施工する場合、外気に接する1枚以上の窓について高断熱窓を設置すること。
高断熱 ドア	一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けたドア、又はそれらと同等のものであると区長が認めるものであること

(3)補助対象経費の範囲※必要最小限のものとしします。

- ①高断熱窓、ドア及びその部材の購入費
- ②高断熱窓、ドアに係る設置工事費
- ③その他、区長が必要と認める経費

4 申請に必要な書類(追加資料の提出や現地確認を行う場合もあります。)

全申請者(補助対象者:区民、管理組合等、地域団体)が必要な書類	
(1)	中野区高断熱窓・ドア設置補助金交付申請書(第1号様式)
(2)	補助対象設備設置内訳表(第2号様式)
(3)	補助対象設備の形式、性能等が確認できる資料 ○当該設備の製造者が発行する製品カタログ、仕様書、HP 画面等(写し可)
(4)	高断熱窓・ドア設置証明書(第3号様式)
(5)	補助対象経費の支払を証する書類の写し ○領収書、工事請負契約書及び内訳書、領収証明書(領収書がない場合)のいずれか ①領収書→ <u>中野区高断熱窓・ドア設置補助金Q&A</u> を参照 ②工事請負契約書→契約日、契約者名、請負業者名、押印、工事金額、工事場所が分かる部分を提出 ③領収証明書(様式は区HPからダウンロード可)→カード払いの場合、カード利用代金明細書の写しも合わせて提出 【注意事項】 ①領収書の宛名が申請者の氏名と同一であること(申請者と補助対象経費の支払者は一致していること。共同購入の場合は連名可)。 ②高断熱窓・ドアの設備購入費と設置工事費それぞれの額が示せること。 ③上記②が示せない場合は、以下のいずれかを提出すること(様式は区HPからダウンロード可。販売事業者が作成した 原本 を提出)。 ア. 領収書に設備購入費と設置工事費それぞれの記載がない場合 →「領収書内訳証明書」(領収書の写しも合わせて提出) イ. 工事請負契約書に設備購入費と設置工事費それぞれの記載がない場合 →「契約内訳証明書」(工事請負契約書の写しも合わせて提出)

(6)	<p>補助対象設備を設置する前後の状況が確認できる写真(カラー) 既存の窓(ドア)が高断熱窓(ドア)に改修されたことが分かる写真で、以下に留意し撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同じ角度から撮影したもの ○窓(ドア)全体を撮影したもの ○撮影日を記載すること(手書き可) ○番号で図面と照合ができるもの <p>※判別しにくい場合、着工中の写真や型番のシールを撮影するなどして、新しい設備が設置されたことが分かる写真も提出してください。</p>
(7)	<p>補助対象設備を設置した箇所が確認できる図面 設備を設置する建物の平面図で、以下に留意し作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置箇所が分かるよう図面にマーキング等したもの ○番号で写真と照合ができるもの ○増改築による場合(既存の設備の改修を目的にしているため、増築部分の対象外)は、増改築前のもの <p>※改修しない箇所、居室等も含めた、フロア全体の平面図を提出してください。改修する部屋のみ図面は、再提出をお願いする場合があります。</p>

その他場合により必要な書類	
(1)	<p>補助対象設備を設置した建物の所有が共有名義、または申請者以外の名義である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中野区高断熱窓・ドア設置補助金交付申請にかかる同意書 <p>【注意事項】 同一世帯であっても要</p>
(2)	<p>申請者の親族や販売事業者が申請手続を代行する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中野区高断熱窓・ドア設置補助金手続代行確認書(第8号様式) <p>【注意事項】 同一世帯であっても要</p>

管理組合等が必要な書類	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ①当該管理組合の管理規約 ②高断熱窓・ドアの設置に関し、総会等の同意を得ている旨を証する書類の写し <p>※総会議事録や決議書の写し等</p>

○申請書類作成時の注意事項

- ①シャチハタ印等のスタンプタイプの簡易印鑑は使用できません。
- ②消せるボールペンは使用できません。
- ③文字は定められた枠からはみ出さないように記入してください。1行では枠内に収まらない場合は、2行で記入してください。
- ④誤って記入した場合は、二重取消し線を引いて訂正してください(押印した書類の場合は、訂正印を押してください)。修正液・修正テープによる修正は不可。
- ⑤申請書類は全てA4サイズでのご提出をお願いします(写真や領収書はA4サイズ用の紙に印刷又は貼り付け)。
- ⑥申請書、同意書など複数ページにわたるものは、記入していないページも含めて印刷(両面可)してください。

○申請書類様式入手方法

- ①中野区HP「高断熱窓・ドア設置にかかる費用の一部補助」で入手できます。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/472000/d032312.html>



- ②紙媒体は受付窓口(7ページに記載)で配布しています。

5 申請方法

【事前予約】

- (1)申請手続は**事前予約制**といたします。
- (2)平日 午前8時30分から午後4時30分まで ※30分単位での予約
- (3)事前予約は、令和4年6月27日(月)午前9時から受け付けます。

事前予約は7ページに記載の受付窓口にて、電話またはメールでお受けします。メールの場合は、件名を「高断熱窓・ドア補助金申請事前予約」とし、ご希望の日と時間帯を第3希望までご記入ください。(時間帯はできる限り広くご記入ください。)後ほど中野区環境課からご連絡いたします。

【申請手続】(郵送不可)

- (1) 事前予約された日時にご来庁ください。
- (2) 申請は7ページに記載の受付窓口で承ります。
- (3) 窓口での審査時間は30分程度を見込んでください。
- (4) 申請に関わる手続を親族や販売事業者が代行することができます。
※申請の際に、中野区高断熱窓・ドア設置補助金手続代行確認書(第8号様式)を添付してください。
- (5) 申請受付後、追加資料を提出いただく場合があります。

必要書類に不足、不備がある場合は受け付けできません。一旦全ての書類を返却します。

6 補助金受領にあたっての注意

(1) 管理期間

補助金を受領した方は、設置日から起算して10年が経過するまでの期間において、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

(2) 天災等により高断熱窓・ドアが滅失した場合

管理期間内(設置日から起算して10年以内)に、交付決定を受けた高断熱窓・ドアが、所有者の責めに帰さない事由(天災や補助対象設備のリコール等)により滅失した場合は、滅失届のご提出をお願いいたします。

【提出資料】中野区高断熱窓・ドア設置補助金交付設備滅失届(第13号様式)

(3) 所有者の都合により高断熱窓・ドアがを処分するとき

やむを得ず、管理期間内(設置日から起算して10年以内)に交付決定を受けた高断熱窓・ドアを所有者の都合により処分する場合は、事前に区の承認を得ていただきます。その際、所有者の責めに帰さない事由(天災や補助対象機器のリコール等)等を除き、補助金の一部または全部をご返還いただくことがあります。

【提出様式】中野区高断熱窓・ドア設置補助金交付設備処分承認申請書(11号様式)

(4) 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、交付決定を取消し、補助金をご返還いただきます。

ア. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ. 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき

ウ. 正当な理由なく補助金の交付決定を受けた補助対象設備を使用していないとき。

エ. 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(5) 書類等の保管

補助金を受領した方は、設備に係る領収書等の書類等を、区長の求めに応じて提出できるよう整理しておく必要があります。また、補助金の交付決定を受けた高断熱窓・ドアを設置した年度の翌年度から5年間は保管しておかなければなりません。

(6)調査・報告等

区長は、必要があると認めるときは、申請者、代行者又は補助金の支払を受けた者に対し、報告を求め、又は調査を行うことがあります。

(7)区への協力

区が行う調査(設備の使用状況やアンケート)へのご協力をお願いします。

(8)その他

高断熱窓・ドア設置補助金についてご不明な点は、下記担当までお尋ねください。

受付窓口・問い合わせ先

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(中野区役所8階10番窓口)

中野区中野4丁目8番1号

電話 03-3228-5516 FAX03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

7 申請から補助金交付まで

